

船舶からの油の排出基準が 変わります!!

Point

平成19年1月1日から、すべての船舶に同一の油排出基準が適用されることになりました。
又、南極海域での油の排出が禁止となります。

【根拠法令】

船舶からの油の排出については、我が国が批准している「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附屬書」（以下、「国際条約」といふ。）の規定に基づき、

船舶からの油の排出基準を船種別、総トン数別に定めておりましたが、今回の改正により、すべての船舶について次のような排出の基準が適用されます。

【罰則について】

希釈しない場合の油分濃度が

15ppm以下である」と

南極海域での排出を禁止。

船舶の航行中に排出する」と。

排出する際に排出防止装置（油水分離装置）を作動させること。

国内法として制定された「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）」において規定されており

ます。今回、この国際条約の改正が平成16年10月に行われ、平成19

年1月1日に発効されることに伴い、国内法も改正され、平成19年1月1日から施行されることとなりました。

改正内容については以下のようになっています。

【改正概要】

海洋で油を排出する場合の排

出の方法等を船種別、総トン数別に定めておりましたが、今回の改正により、すべての船舶について次のような排出の基準が適用されます。

【罰則について】

希釈しない場合の油分濃度が

15ppm以下である」と

南極海域での排出を禁止。

船舶の航行中に排出する」と。

排出する際に排出防止装置（油水分離装置）を作動させること。

船舶からのビルジその他油の排出

	改 正 前	改 正 後
	全タンカー及び100トン以上の非タンカー	100トン未満の非タンカー
一般海域	排出可 ・15ppm以下 かつ ・航行中 かつ ・排出防止装置の作動	排出可 ・100ppm未満かつ航行中 又は ・15ppm以下
南極海域以外の特別海域	排出可 ・15ppm以下 かつ ・航行中 かつ ・排出防止装置の作動	排出可 ・15ppm以下
南極海域	排出不可	

南極海域以外の特別海域：地中海海域、バルティック海海域、黒海海域及び北西ヨーロッパ海域

排出する際に作動が義務づけられた排出防止装置

一般海域において排出する場合

	改 正 前	改 正 後
総トン数1万t以上 以上の船舶		・油水分離装置 ・ビルジ用濃度監視装置
総トン数100t以上1万t未満の非タンカー及び 総トン数1万t未満のタンカー		・油水分離装置（燃料油タンクに積載した水バラストを排出する場合にあっては、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置）
総トン数100t未満 の非タンカー	排出防止装置の作動義務はなし。	・油水分離装置（燃料油タンクに積載した水バラストを排出する場合にあっては、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置）

ここでいう「油」とは、船舶からのビルジ（船底に溜まった油性混合物）及びタンカーからの水バラスト、貨物船洗浄水（貨物油を除く）のことです。これ以外の油は排出すること自体が禁止されています。